

現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置等について

建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置についてはこれまでお願いしてきたところですが、今般、相模原市発注の建設工事における技術者の配置条件等を建設業法等に基づき次のとおりまとめましたので、再度ご確認の上、遵守くださいますようお願いいたします。

1 建設業法における技術者制度

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等については以下のとおりです。

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）			その他（左以外の21業種）		
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設		
建設業の許可	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	3,000万円（※1）以上	3,000万円（※1）未満	3,000万円（※1）以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事（※2）であって、請負金額が2,500万円以上となる工事（※3）					
資格者証及び講習修了証の必要性	発注者が、国・地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が、国・地方公共団体等のときに必要	必要ない	

※1 建築一式工事の場合は、4,500万円以上

※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は、②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等（個人住宅を除くほとんどの施設が対象）の建設工事

※3 建築一式工事の場合は、5,000万円以上

2 技術者等の配置条件

請負金額や種別に応じた技術者等の配置条件は以下のとおりです。

請負金額【工事種類】	種別（※1）	常駐・専任	配置できない者
2,500万円以上 (建築一式工事の場合は5,000万円以上)	現場代理人	常駐 (※2)	・営業所の専任技術者（※6） ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
	主任（監理） 技術者	専任 (※3)	・営業所の専任技術者（※6） ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
【箇所指定の工事】 2,500万円未満 (建築一式工事の場合は5,000万円未満)	現場代理人	常駐 (※4)	・営業所の専任技術者（※6） ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
	主任技術者	なし (※5) (2現場まで)	・他工事の現場代理人 ・他工事（2,500万円以上、建築一式工事の場合は5,000万円以上）の主任（監理）技術者
【単価契約の工事】 2,500万円未満	現場代理人	常駐 (※4)	・営業所の専任技術者（※6） ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
	主任技術者	なし (※5) (2現場まで)	・他工事（箇所指定の工事）の現場代理人 ・他工事（2,500万円以上）の主任（監理）技術者

※1 配置する主任（監理）技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができます（各営業所ごとの専任技術者は除く。）。

※2 「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在し、その職務に従事していることをいいます。

※3 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

※4 現場代理人は工事現場に常駐する必要があるため、1人の現場代理人が1件の工事現場に係る職務に従事することが原則となります（1人1現場）が、本市では特例として、次の①～③のいずれかの場合、同一の現場代理人をこの2件の工事現場の現場代理人として配置できることとします（1人2現場）。ただし、下記の「※7 兼任の条件」を満たす場合に限りです。

①本市の請負金額1,000万円未満の箇所指定の工事を2件請け負った場合

②本市の請負金額1,000万円未満の箇所指定の工事1件と本市の請負金額2,500万円未満の単価契約の工事1件を請け負った場合

③本市の請負金額2,500万円未満の単価契約の工事を2件請け負った場合

※5 建設工事の適正な施工を確保するためには可能な限り、主任技術者は工事現場ごとに専任で配置することが望ましいですが、本市では、請負金額2,500万円未満の工事（建築一式工事の場合は5,000万円未満）の場合、同一の主任技術者を2件の工事現場の主任技術者として配置できることとします（1人2現場）。ただし、主任技術者と現場代理人を兼任する場合（上記※4の現場代理人を兼任する場合は除く）は、他工事の主任技術者として配置することはできません。

※6 営業所の専任技術者（建設業法に定める各営業所ごとの専任技術者）は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事現場の主任（監理）技術者になることはできません。ただし、本市では、特例として、請負金額2,500万円未満の工事（建築一式工事の場合は5,000万円未満）については、営業所及び工事現場が共に市内に所在する場合

に限り、営業所の専任技術者を工事現場（1件に限る）の専任を要しない主任（監理）技術者として配置できることとします。

なお、平成20年4月以降、上記取扱いを含め配置する技術者等について確認をしています。

※7 兼任の条件

- ・請負者は本市内に本店を有する者であること。
- ・作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が滞在（常駐）し、本市と携帯電話等で常時連絡が確保されていること。
- ・入札時の「現場説明書」や「仕様書」に兼任を認めない旨の表記がなされていないこと。
- ・現に現場代理人を兼任していないこと（兼任は1人2件まで）
- ・契約時に「現場代理人兼任配置届」を契約課へ提出し受理されていること。

3 その他

(1) 主任（監理）技術者の雇用関係

主任（監理）技術者は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。例えば在籍出向者、派遣社員については直接的な関係にあるとはいえません。なお、本市では主任（監理）技術者が建設業者（入札参加申請業者又は指名業者）と公告の日又は指名の日において3ヶ月以上の雇用関係があることを次の書類（加入証明書を除きいずれの書類も写し可。ただし、写しの場合は所定の様式を用いた場合に限る）により確認します。

事業所	必要な書類
○ 法人事業所 ○ 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所	◎ 健康保険被保険者証又は加入証明書（各事業所に応じた健康保険法に定める健康保険のもので所属事業所名及び加入年月日が表示されていること） ※主な健康保険被保険者証又は加入証明書 ・ 年金事務所の場合は健康保険被保険者証 ・ 建設国保組合の場合は加入証明書 ・ 健康保険組合の場合は健康保険被保険者証
○ 5人未満の従業員を使用する個人事業所	◎ 健康保険被保険者証又は加入証明書（所属事業所名及び加入年月日が表示されていること） ◎ 上記を交付していない場合は、次のいずれかの書類等 ・ 雇用保険被保険者証 ・ 雇用保険被保険者通知書 ・ 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

(2) 主任（監理）技術者の専任期間

主任（監理）技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から検査完了日までとなります。

(3) 主任（監理）技術者の途中交代

主任（監理）技術者の途中交代は原則、主任（監理）技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合等を除き認められません。なお、やむを得ず交代する場合は、建設工事を請け負った建設業者は、監督員（担当課）及び契約担当者（契約課）と事前に協議を行った後、主任（監理）技術者の変更届の提出が必要となります。

(4) 監理技術者の設置

発注者（市）から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければなりません。また、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置してください。

(5) 監理技術者の資格等

公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講している必要があります。

なお、監理技術者として現場に配置される場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯が必要となります。

※ 主任（監理）技術者制度の詳細については、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付国土交通省総合政策局建設業課）等を参照してください。

相模原市役所企画市民局財務部契約課

電話 042（769）8217